

7土第25号
令和7年4月14日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

建設業許可の申請等における納税証明書の取扱いについて（通知）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、令和7年4月1日付けで一部施行された、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第38号）に関し、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

本県におきましては、建設業許可の申請及び毎事業年度終了時の決算報告（以下「決算変更届」という。）並びに建設業の譲渡、合併、分割及び相続に係る申請（以下「承継認可申請」という。）について、当面の間、これまでと同様に納税証明書の添付による提出としておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、当該通知についてその趣旨及び本県の取扱いに関し御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【改正の概要】

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）の決定を踏まえた省令改正により、都道府県に対する建設業許可の申請及び決算変更届の提出において、都道府県の建設業許可担当部局と納税部局との間で納税情報を共有・確認できる体制が構築され、納税情報を内部で使用するに許可申請者等の同意がある場合には、納税証明書の提出を省略できることとなった。あわせて、書類に関してこれらの規定が準用される承継認可申請についても同様の要件の下、納税証明書の提出を省略できることとなった。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）
e-mail: dobokukanri@pref. ehime. lg. jp